

生徒手帳

門真市立
門真はすはな中学校

学校教育目標
「未来を拓く」

門真はすはな中学校教育キーワード

つくる つながる 発見する

はすはな中3つの柱

- 1 確かな学力
- 2 高めあう生徒集団
- 3 学び続ける力

はすはな中 4つの共通実践

- 1 チャイムが鳴る前に席について授業の準備をしよう。
- 2 授業の始まりと終わりに気持ちの良いあいさつをしよう。
- 3 自分の考えを積極的に発言しよう。仲間の発言をしっかり聴こう。
- 4 仲間同士で成功も失敗も認め合おう。

授業時間（通常時間）

朝学活	8：40～8：50
1時間目	8：55～9：45
2時間目	9：55～10：45
3時間目	10：55～11：45
4時間目	11：55～12：45
給食配膳	12：45～13：00
給食	13：00～13：15
昼休み	13：15～13：30
5時間目	13：35～14：25
6時間目	14：35～15：25
終礼準備・終礼	15：25～15：35
清掃	15：35～15：45

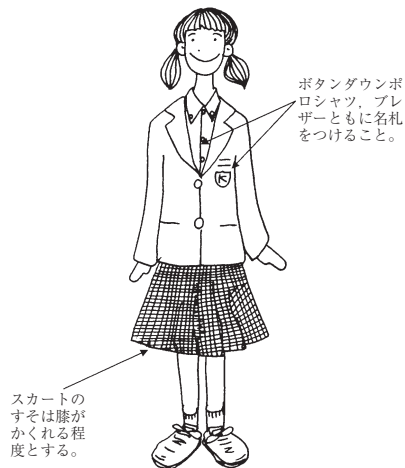
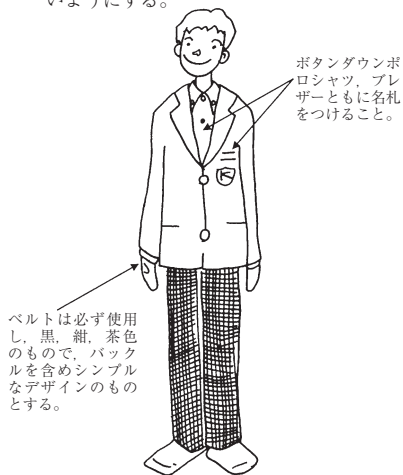
短縮授業や昼清掃等については、その都度連絡します。

生徒規則

- (1) 登校時間と出席確認
 - ・8時30分から8時40分までに登校する。
 - ・8時40分には自分の席に着いておくこと。
- (2) 欠席・遅刻・早退
 - ・欠席・遅刻の場合はその理由を8時15分までに保護者より学校に連絡してもらうこと。
 - ・早退は担任に連絡すること。
 - ・遅刻者は、職員室に寄り、担任もしくは学年の先生に報告し、遅刻届をもらう。
- (3) 下校時間
5時下校
※公式試合（発表会）1週間前のクラブは30分の延長を認める。ただし、必ず顧問がつくこと。
- (4) 登下校
 - ① 制服か体操服とする。
 - ② 登下校に関しては正門を使用する。
 - ③ 自転車通学は禁止する。けが等で自転車通学の必要がある場合は学校の許可を受けること。
 - ④ 電車通学については保護者の判断でこれを許可する。

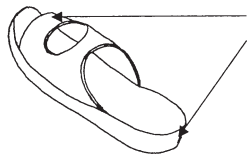
(5) 服装など

- 指定された制服（ブレザー、ボタンダウンポロシャツ、ズボン、スカート）を着用する。
- ポロシャツの下に着るものは白・黒・紺・ベージュ・グレーの無地。ハイネックは禁止。袖、裾などポロシャツからはみ出さないようにする。



<下靴・上履・靴下>

- 下靴は男女とも白を基調とした運動靴で、体育の授業で使用できるものをはくこと。
- 靴ひもは白とする。
- 上靴は指定されたものをはくこと（全員紺色）



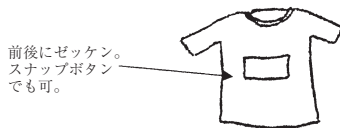
2カ所に名前
を書くこと。

- 靴下は黒・白・紺の無地とする。
- * 長さは問わない。

<体操服・ジャージ・体育館シューズ>

- 半袖体操服，ハーフパンツ，上下ジャージは指定されたものを着用すること。
- 半袖体操服は前後にゼッケンを付ける。
 - * 体育の授業，学校行事で使用する時は必ずゼッケンの付いたものを着用すること。
- 体育館シューズ及びシューズ袋は指定されたものを使用すること。
- 体育館シューズは体育館でのみ使用するこ

と。ただし，雨天時のクラブ活動については，顧問の指示に従うこと。



<防寒具>

- 学校指定のセーターを着用すること。
- セーターだけでは登校せず，必ずブレザーを着用すること。校内では指定のセーターのみでも可。
- マフラー，手袋等の使用も認める。ただし，建物内でははずすこと。
- タイツの使用を認める。色は黒で無地のものとする。
- 学校指定のウインドブレーカーやクラブごとに用意されたウインドブレーカーを使用してもよい。

※防寒具の使用期間は11月1日～3月31日までとする。
新年度4月からは防寒具は使用しない。

(6) カバン・持ち物

- 通学カバン、サブバッグは指定されたものを使用すること。
- 通学カバンで登校する。サブバッグのみの登校は指示があった場合に限る。

(7) クラブ活動中の服装

- Tシャツやウィンドブレーカーなどクラブ活動の中では各クラブごとに用意された服装で活動しても良い。

(8) 衣替え

- 衣替えについては移行期間も含めて、年度ごとに連絡する。

(9) 頭髪・その他

- 学習や運動に支障が出ないようにすること。
※体育や実験・実習など、安全面や衛生面を考えて、髪をくくる。
- 毛染め、脱色、パーマ、整髪料の使用などは禁止。
- ピアス、イヤリング、ネックレスなどのアクセサリー類は禁止。
- 眉毛をいじらないこと。
- 化粧は禁止。色つきリップの使用も禁止する。

生徒心得

1 授業

- ① 遅刻をしないこと。
- ② チャイムを守ろう。
- ③ あいさつをきちんとしよう。
- ④ 授業を大切にしよう。
※班やクラスの皆で一緒に勉強しているということを忘れないように。
- ⑤ 忘れ物をしない。提出物を出す。宿題をやる。
- ⑥ 家庭学習に努力しよう。

2 休み時間

- ① 業間は次の授業の準備・移動のための時間と考えること。
- ② 他学年、他の教室に行かないこと、入らないこと。
- ③ 昼休み等ボールの使用はルールを守って使おう。
- ④ 廊下、グラウンド等で危険なことはしないこと。

3 給食

- ① 給食当番以外は教室に入らないこと。
- ② 当番はエプロン・三角巾・マスクを着用すること。
- ③ 各自ランチョンマットを使用すること。
- ④ エプロン・三角巾・ランチョンマットを

清潔に保つこと。

- ⑤ 給食後は、ランチョンマットを片付ける。

4 清 掃

- ① 担当区域の美化に努めること。
② 清掃監督の先生の指示で動くこと。
③ 清掃道具を大切に扱うこと。

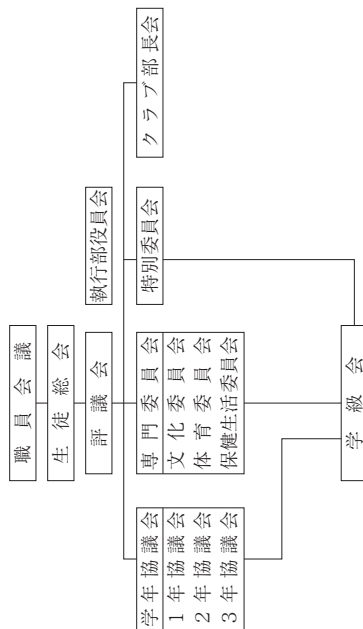
5 放 課 後

- ① クラブ活動、委員会活動などの用事がない者は終礼後すぐに下校しよう。
② 他の教室の前で友人を待たないこと。
③ 最終下校時間を守ること。
④ 下校途中で飲食・道草をせず、真っすぐ家に帰ること。

6 そ の 他

- ① 職員室への生徒の入室は禁止。
② 学習に関係ないものは持って来ないこと。
※携帯電話、お菓子類などを持ちこまないこと。
③ 登下校に自転車を使用しないこと。
④ 8時40分以降は忘れ物を理由に家に帰らない。
⑤ 登下校時は交通ルールやマナーを守ろう。
道路に広がって歩くなどの迷惑行為はつしみましょう。
⑥ 帰宅後、忘れ物等で再登校する場合も、制服あるいは体操服で登校すること。

生徒会組織図



生徒会会則

1 名称

- 本会は門真市立門真はすはな中学校生徒会という。

2 目的

- 生徒自身の手で責任ある行動により学校生活の充実をはかる。
- 自立性・規律性を養い、自他ともに大切にする生徒になろう。

3 生徒会活動の重点

- 学年として、学校全体としての団結と向上を目指す。
- 楽しく、規律あるクラブ活動を目指す。
- 上級生と下級生の正しいつながりをはかる。

4 生徒会組織・運営

- 本会は門真市立門真はすはな中学校の生徒で構成する。
- 本会の目的達成のために生徒総会、評議会、専門委員会、学年協議会、クラブ部長会の各機関を置く。
- 各役員の任期は二期制とし、前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとする。
- 生徒会役員を先頭に、学級役員が生徒会活動の中心となる。
- 学級役員は、学級代表（男女各1名）、体

育委員（男女各1名）、文化委員（男女各1名）、保健生活委員（男女各1名）計8名がこれにあたる。

- 選挙管理委員は各学級1名を選出する。
- 各委員の顧問の先生と相談の上、承認を得て運営する。

【生徒総会】

- 生徒総会は本会の最高決議機関であり、評議会の要請によって執行部役員会が招集する。
- 年に1回以上開き、生徒会活動の基本方針や予算、決算、規約改正など重要事項について審議決定する。

【執行部役員会】

- 執行部役員6名で構成し、諸活動の執行にあたる。
- 役員はすべての生徒会機関会議に参加することができる。
- 役員6名は全会員の無記名投票により選出する。役員の選挙は生徒会役員選挙細則により3月と9月に行われる。

【評議会】

- 評議会は執行部役員・各学級代表・各専門委員会代表により組織し、生徒会の目的達成のための審議および決定の機関である。
- 委員はすべての生徒会機関会議に参加することができる。

- 特別委員会が設置された場合、代表は評議会に出席する。
- 総会に次ぐ決議機関で生徒会活動全般にわたる諸問題を審議決定し、その遂行の先頭に立つ。

【専門委員会】

- 生徒自身による学校生活の自主管理力の向上を目指し、各分野においてその目的達成のための方針を審議決定し、諸活動を推進する。
- 専門委員会には次の委員会をおく。体育、文化、保健生活委員会。
- 各専門委員会は、各学級の専門委員により構成し、評議会の決議に従い、各分野の実施にあたる。

【学年協議会】

- 学級代表（各学級男女各1名）によって構成し、各学年の諸問題について連絡協議する。

【学級会】

- 学級の全員で構成し、学級自治に関し審議するとともに生徒会に協力する。

【クラブ部長会】

- 各クラブの部長で構成し、諸問題の連絡調整や活動の正しい発展のために協議する。

5 議 決

- 生徒会の全ての会議は3分の2以上の会員

の出席により成立し、出席者の過半数で決議される。賛否同数の場合は議長が決定する。

6 会 計

- 本会の経費には会費及びその他の収入をあてる。
- 会費は生徒総会で決める。
- 本会の予算及び決算は、評議会の審議を経た後、生徒総会の承認を得なければならない。

7 改 正

- 本会則の改正は、評議会で3分の2以上の賛成を得て発議し、生徒総会に提案して出席者数の3分の2以上の承認を必要とする。

8 顧 問

- 本会の各機関に顧問をむかえて指導を受ける。

9 最終決定権

- 学校長は本会活動に関する最高決定権をもつ。

生徒会役員選挙細則

- 1 生徒会会則により生徒会役員の選挙は本細則に従って行う。
- 2 生徒会会員は選挙権と被選挙権を持つ。
- 3 選挙管理委員会は各学級より1名ずつ選出された委員で組織する。選挙管理委員は学級役員との兼任を妨げない。選挙管理委員会の委員長は委員の互選により決める。
- 4 選挙管理委員の任期は前・後期の二期制とする。選挙管理委員が生徒会役員に立候補した時は、これを辞任する。前項の辞任により選挙管理委員が欠けた学級は直ちにこれを選挙により補充する。
- 5 選挙管理委員は特定の立候補者のために行動してはならない。
- 6 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成する。
- 7 選挙管理委員会は下記の事項を決定し、少なくとも選挙1週間前に公示する。
立候補受付の期限、候補者氏名、掲示物、立会演説会の会場の場所と日時、投票日時
- 8 選挙は前期は3月、後期は9月に行う。
- 9 役員候補者になろうとする者は選挙管理委員会にて定められた期間に届け出なければならない。
- 10 選挙運動は届け出後、選挙期日の前日までとし生徒としての品格を失わず、学校の秩序

を乱さない限り、自由に行うことが出来る。但し妨害行為は許されない。

- 11 選挙運動ポスター用紙は選挙管理委員会より指定された物を用い、指定の場所以外に掲示してはならない。
- 12 選挙は1人1票の無記名投票で行う。
- 13 投票に関する一切の行動については全会員は選挙管理委員会の指示に従わなければならない。
- 14 選挙管理委員会は選挙終了後直ちに開票するのを原則とする。
- 15 下記の投票は無効とする。
 - 規定以外の用紙を使用した場合
 - 候補者以外の氏名を記入した場合
 - 記入方法を誤ったもの
 - 所定の数以上の氏名を書いたもの
 - その他判断できかねるもの
- 16 有効投票の多数により順次当選者と次点者を決定する。
- 17 得票が同数の場合は高学年者を取り、同学年の時は抽選で決定する。
- 18 当選者が失格した場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 19 当選者は学校長の認証により正式の役員となる。
- 20 選挙運動又は投票等にて下記のいずれかに該当する行為があった場合は選挙管理委員会

にて十分に調査の上当選を取り消すことがある。

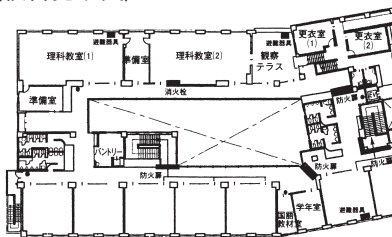
- 本細則に規定されていることを破った場合
- 不正なる運動や投票が行われた場合

21 役員が欠けた時は第4条に従い補欠選挙を行う。

付 則

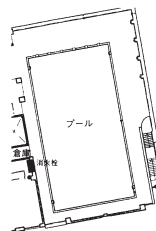
本細則の改正は生徒評議会の議決を経て学校長の承認を必要とする。

〈校舎見取図〉

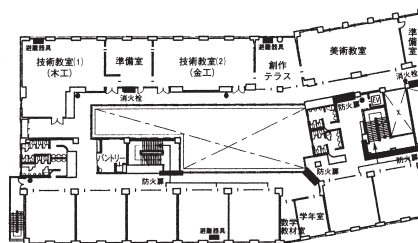
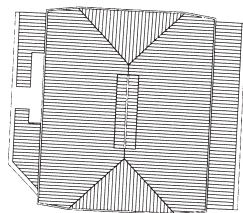


校舎

4階平面図



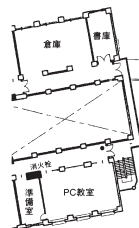
体育館



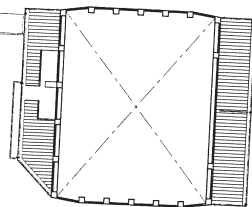
●泡沫消火器

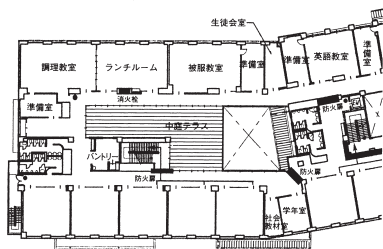
校舎

3階平面図



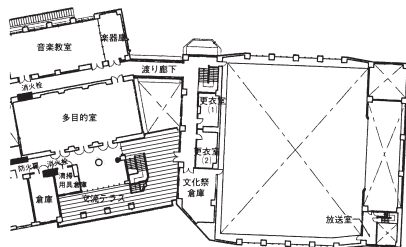
体育館



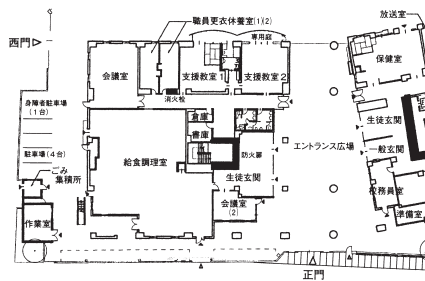


校舎

2階平面図

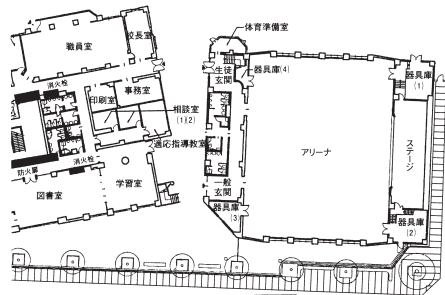


体育館



校舎

1階平面図



体育館

緊急時の対応について

暴風・大雨・大雪警報などが発令されたり、地震が発生した場合、生徒の安全確保を優先して以下のような措置をとります。

ご家庭でも気象情報にご留意いただき、登下校の安全確保にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

「特別警報」及び「暴風警報」 発令時の措置

- ◎午前7時現在、大阪府全域あるいは東部大阪地域、または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合

→生徒は自宅待機

(登校を見合わせて家で待つ)

- ◎午前9時現在、大阪府全域あるいは東部大阪地域、または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合

→臨時休業

(学校は休み／1日中、自宅にいること)

- ◎午前7時以降、9時現在で「暴風警報」や「特別警報」が解除されている場合

→午前10時までに登校

※午前9時30分から10時の間に登校する。

その日の時間割を用意してくること。

- 在校中に「暴風警報」が発令された場合は、速やかに下校の措置をとります。

- 在校中に「特別警報」が発令された場合は、避難等の措置（基本的に避難所である学校内にて待機）を取ります。

※土、日曜日のクラブ活動中においても同様の措置とします。

☆特別警報=大雨、地震、津波等により甚大な被害が予想される場合に発令され、直ちに命を守る行動が必要とされます。特別警報は現象の種類によって、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」「津波」「火山噴火」「地震」が位置付けられています。門真はすはな中学校は避難所に指定されています。